

本郷地区自家用電気工作物保安管理業務仕様書

本業務委託は、電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 38 条第 4 項に規定する自家用電気工作物について、同法第 43 条に基づく同法施行規則第 52 条第 2 項の規定による保安管理業務の委託を行なうものである。

- 1 委託業務名 本郷地区自家用電気工作物保安管理業務
- 2 委託期間 令和 6 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで
- 3 委託場所 三原市本郷町内 片山系水源地 外 5 件

4 対象施設

事業場の名称	事業場の所在地	受電電圧 (V)	設備容量 (kVA 及び kW)	予備発電容量 (kVA)	月次点検
片山系水源地	三原市本郷南 7 丁目 18 番 5 号	220	32	100	隔月 1 回
片山浄水場	三原市本郷南 6 丁目 31 番 41 号	6,600	85	100	毎月 1 回
用倉第二ポンプ所	三原市本郷町上北方 756-13	220	43	275	隔月 1 回
用倉第四ポンプ所	三原市本郷町上北方 823-4	220	38	135	隔月 1 回
金売配水池	三原市本郷町上北方 862-11	220	42	200	隔月 1 回
南方ポンプ所	三原市本郷町南方 4286-4	220	18	43	隔月 1 回

5 業務内容

別紙「点検仕様書」及び「定期点検及び測定試験の基準」に基づき、次の事項について点検を実施する。

- (1) 受電設備
- (2) 非常用発電設備
- (3) 配電設備
- (4) 負荷設備

6 業務の実施及び報告

- (1) 業務については、電気事業法第 42 条に基づき行うこと。
- (2) 業務の実施にあたっては、担当職員と協議の上、年間業務予定表及び緊急連絡表を提出し、承認を得ること。また、電気主任技術者免状の写しをあわせて提出すること。
- (3) 作業の実施にあたり、可能な限り施設の運転に支障をきたさないようにすること。
- (4) 作業者は、保安業務従事者証を携帯し、腕章又は記名章を付けること。
- (5) 停電を伴う試験は、原則として年 1 回、1 3 時 3 0 分より 1 6 時 0 0 分までの間とすること。
なお、実施の際は担当職員と事前に協議すること。
- (6) 作業完了後は、点検報告書を作成し、提出すること。
- (7) 経済産業省中国四国産業保安監督部長に届出の必要な場合は、書類の作成を行うこと。

7 業務実施中の故障及び事故

本業務の実施中に取扱い不備等により故障及び事故が生じた場合は、直ちに担当職員に報告するとともに、委託者の指示に従い、受託者の責任において処置を講じなければならない。

8 受託者の負担

作業等に必要な機材（工具・測定機器等）及び消耗品は、受託者の負担とする。

点検仕様書

第1節 受電設備

1 月次点検

(1) 引込設備

ア 施設状態全般について、外観の異常の有無の点検

(2) 受変電設備

ア 装備されている計器類と目視、臭覚、聴覚による異常の確認

イ 低圧系統の漏電（充電）値の計測

ウ 電力使用状況の計測

2 定期点検

(1) 引込設備、受変電設備

ア 絶縁抵抗測定

イ 接地抵抗測定

ウ 保護継電器特性試験

エ 保護継電器との連動試験

オ 機器の校正

カ 制御装置動作試験

第2節 非常用発電設備

1 月次点検

(1) 発電装置

ア 外観点検

イ 機関の始動、停止、運転状態の確認（無負荷運転）

(2) 蓄電池

ア 電解液量の確認

2 定期点検

(1) 発電装置

ア 発電装置の試験作動（実負荷運転）

イ 絶縁抵抗測定

(2) 蓄電池

- ア 蓄電池の比重測定、電解液量の確認及び補充

第3節 配電設備

1 月次点検

(1) 各種工作物等

- ア 外観点検

2 定期点検

(1) 各種工作物等

- ア 各回路の絶縁抵抗測定

第4節 負荷設備

1 月次点検

(1) 主要負荷設備

- ア 装備されている計器類と目視、臭覚、聴覚による異常の確認
- イ 低圧系統の漏電（充電）値の計測
- ウ 電力使用状況の計測

(2) その他負荷設備

- ア 外観点検

2 定期点検

(1) 主要負荷設備

- ア 絶縁抵抗測定
- イ 保護継電器特性試験（2E・3Eリレー）

(2) その他負荷設備

- ア 絶縁抵抗測定

別表

定期点検及び測定試験の基準

対象	定期点検		測定試験	
	周期	点検項目	周期	点検項目
受電設備	1年	各種機器について	1年	絶縁抵抗測定
			1年	接地抵抗測定
			1年	保護継電器試験
			1年	機器校正
			1年	制御装置動作試験
非常用発電設備	6箇月	非常用発電設備	6箇月	蓄電池の比重・電解液補充
			6箇月	実負荷運転
配電設備	1年	各種工作物について	1年	絶縁抵抗測定
負荷設備	1年	主要負荷設備	1年	絶縁抵抗測定
			1年	保護継電器試験(2E3E リレー)
	1年	その他負荷設備	1年	絶縁抵抗測定

※ 変圧器、電力用コンデンサー、計器用変成器、リアクトル、放電コイル、電圧調整器、整流器、開閉器、遮断器、中性点抵抗器、避雷器及びOFケーブルが、「ポリ塩化ビフェニルを含有する絶縁油を使用する電気工作物等の使用及び廃止の状況の把握並びに適正な管理に関する標準実施要領（内規）」に掲げる高濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物に該当するかどうかを確認すること。

※ 上記の表は定期点検であり、点検施設明細表に記載の点検周期で自家用電気工作物の点検を実施するものとする。

